

安全設備規則

規則

2015年 第1回 一部改正

2015年 5月 8日 規則 第28号

2015年 2月 2日 技術委員会 審議

2015年 2月 23日 理事会 承認

2015年 4月 22日 国土交通大臣 認可

2015年5月8日 規則 第28号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2編 検査

3章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.1 書類及び図書の確認

表 3.1 を次のように改める。

表 3.1 書類及び図書の確認

書類又は図書	確認事項
航海日誌	防火操練，救命艇操練並びに，閉囲区域への立入り及び救助の操練並びにその他非常の場合のために必要な操練を最後に行った日付を確認する。 救命設備の点検整備の記録を確認する。 船上訓練の記録を確認する。
訓練手引書	食堂，休憩室その他適当な場所に訓練手引書が備え置かれていることを確認する。
保守のための手引書 (救命設備及び航海設備)	船上での定期的な保守が必要な救命設備及び航海設備のための手引書が備付けられていることを確認する。
航海設備	1) 磁気コンパスの残留自差を修正するための手段が備え付けられていることを確認する。 2) 航海用レーダーの陰影領域を示す図が備えられていることを確認する。
海図及び航海用刊行物	予定されている航海に適したものであることを確認する。 (電子海図情報表示装置及び当該バックアップ装置を備える場合を除く。)
国際信号書及び国際航空海上搜索救助手引書	国際海事機関が採択した国際信号書及び最新版の国際航空海上搜索救助(IAMSAR)手引書第3巻の写しが備えられていることを確認する。
水先人用移乗設備点検記録簿	水先人用移乗設備点検記録簿が本船上に保管され，水先人用移乗設備について必要な事項が記入されていることを確認する。また，水先人用はしごの使用開始した日付及び修理を行った日付に関する記録が記入されていることを確認する。
海上漂流者回収に関する計画及び手順書	海上漂流者回収に関する計画及び手順書が備えられていることを確認する。

附 則 (改正その1)

1. この規則は，2015年5月8日から施行する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.3 救命胴衣 (LSA コード 2.2)

3.3.1 救命胴衣の一般要件

-6.を次のように改める。

-6. 大人用救命胴衣は、最低 12 人について試験を行い、次の要件を満たすように静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性がなければならない。

- (1) 極度の疲労状態又は無意識状態にある者の口を水面から持ち上げることができ、口までの高さを水面から計測した平均値は、大人用 RTD の試験平均値から 10mm を引いた値以上であるを下回らない平均の高さで持ち上げることができること。
- (2) 水中において無意識状態にある者の体を、顔を下に向けた姿勢からその口が水面上にあるような姿勢に変えるまでの平均時間は、大人用 RTD の平均値時間に 1 秒を加えた時間よりも短い時間であるを超えない平均時間以内にその口が水面上にあるような姿勢にできること。
- (3) 着用者の胴体の角度を、垂直面から後方に測った平均値は、大人用 RTD の平均値から 5° — 10° を引いた値以上であるを下回らない角度で垂直から後方に傾けることができること。
- (4) 着用者の頭顔の角度を、水平面から上方に測った平均値は、大人用 RTD の平均値から 5° — 10° を引いた値以上であるを下回らない角度で水上に持ち上げることができること。
- (5) 最低 12 人の着用者が胎児のように屈曲した姿勢で浮かびんでいるとき、その状態から不安定な状態にした場合、になった後に安定して顔を上に向ける仰向けで安定した姿勢に戻る人数は、大人用 RTD を着用して同様の試験を行った場合の人数以上であるすことができること。

-8.を次のように改める。

-8. 子供用救命胴衣は、次の要件を除き、大人用の救命胴衣と同じ性能を有していなければならない。

- (1) 子供に対して、着用の補助をすること。
- (2) 大人用 RTD の代わりに適当な子供用 RTD を用いること。
- (3) 救命艇及び救命いかだへの乗り込みを補助して差し支えない。ただし、着用者の機動性は適当なサイズの RTD を着用した場合に比べ低下させてはならないこと。
- (4) 子供用救命胴衣については、9 個のうち 5 個は飛び込み試験を行うこと。
- (5) 前(4)に規定する飛び込み試験の被験者の代わりにマネキンを使用することができる

る。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載される救命胴衣又は、施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

安全設備規則検査要領

要
領

2015年 第1回 一部改正

2015年 5月 8日 達 第29号

2015年 2月 2日 技術委員会 審議

2015年5月8日 達 第29号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.1 として次の1条を加える。

3.2.1 書類及び図書の確認

規則表 3.1 に規定する「その他非常の場合のために必要な操練」とは、次に掲げる操練をいう。

- (1) 救助艇操練
- (2) 防水操練
- (3) 非常操舵操練

附 則（改正その1）

1. この達は、2015年5月8日から施行する。

3 編 救命設備

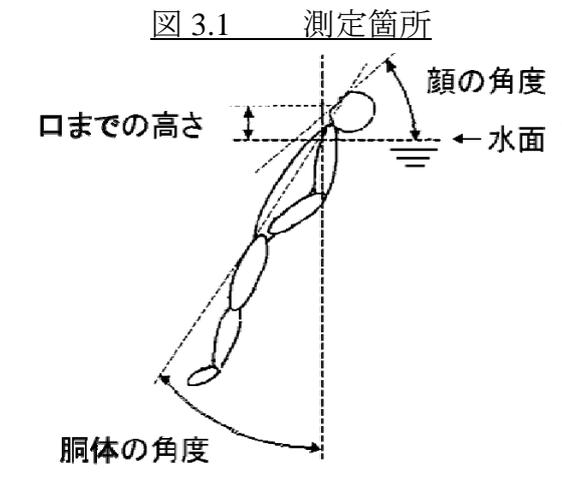
3 章 救命設備の要件

3.3 として次の1節を加える。

3.3 救命胴衣 (LSA コード 2.2)

3.3.1 救命胴衣の一般要件

- 1. 規則 3 編 3.3.1-6.(1)に規定する「口までの高さ」とは、口もとの最も低い位置と水面との間の垂直高さのことをいう。(図 3.1 参照)
- 2. 規則 3 編 3.3.1-6.(3)に規定する「胴体の角度」とは、肩部及び腰部の前側を結ぶ直線の垂直線に対する角度のことをいう。(図 3.1 参照)
- 3. 規則 3 編 3.3.1-6.(4)に規定する「顔の角度」とは、前頭部及びあごの最も高い点を結ぶ平面の水面に対する角度のことをいう。(図 3.1 参照)



附 則 (改正その2)

1. この達は、2016年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載される救命胴衣又は、施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。